

平成28年1月13日
住友生命保険相互会社

ご契約のしおり・約款の記載の誤りに関する訂正について

住友生命保険相互会社（社長 橋本 雅博）は、平成27年9月25日に発売した「生活障害収入保障特約」等のご契約のしおり・約款の記載に誤りがあり、一部内容を訂正することをお知らせいたします。お客さまにご迷惑をおかけいたしますことを深くお詫び申し上げます。

なお、今回の一部訂正はお客さまに不利益が生じるものではなく、訂正に伴う保険料の変更やお手続きの必要はありません。

1. 対象特約・件数

a. 対象特約

特約名称	保険金、年金、給付金等
① 生活障害収入保障特約	就労不能・介護年金
	就労不能・介護保障充実給付金
	特定障害給付金
② 生活障害終身保険特約	就労不能・介護保険金
③ 保険料払込免除特約(15)	保険料の払込免除
④ 生活障害終身保障特別移行特約 (Wステージのみ付加できます)	就労不能・介護保険金

b. 件数

129,010件

なお、現時点で訂正部分にかかわる保険金等のお支払は発生しておりません。

※平成28年1月9日までに、上表①～③いずれかの特約を付加した保険契約および上表①～③いずれも付加されていないWステージ（5年ごと利差配当付新終身保険）の販売件数です。④については、保険料払込満了時点で付加することを選択いただく特約であり、現時点で付加されている保険契約はありません。将来的に訂正部分に該当する可能性のあるWステージの販売件数を集計しています。

2. 訂正内容

「生活障害収入保障特約」等のお支払理由（保険料の払込免除の理由）となる、約款で定める「当社所定の就労不能状態」のうち「がん（悪性新生物）の治療を目的として継続して180日以上入院したこと」、および「当社所定の精神障害」に該当し「精神障害の治療を目的として継続して180日以上入院したこと」に関して、入院を2回以上した場合に「継続して入院した」とみなす範囲について、記載の誤りを訂正します（正当な内容では、「継続して入院した」とみなす範囲が1日広くなります）。

入院を2回以上した場合に「継続して入院した」とみなす範囲	
誤っていた内容	正当な内容
直前の入院の退院日から起算して 180日以内に開始した入院	直前の入院の退院日の翌日から起算して 180日以内に開始した入院

※訂正の前後でお取扱いに差異が生じる具体例は別紙をご参照ください。

3. お客さまへの対応

平成28年1月12日以降、順次郵送により、訂正内容のご説明、およびお問い合わせ窓口のご案内に関する連絡をさせていただいております。

＜お客さま専用 お問い合わせ窓口＞

お客さま専用フリーダイヤル：0120-235-180（通話料無料）

受付時間：月～金曜日 午前9時～午後6時、土曜日 午前9時～午後5時

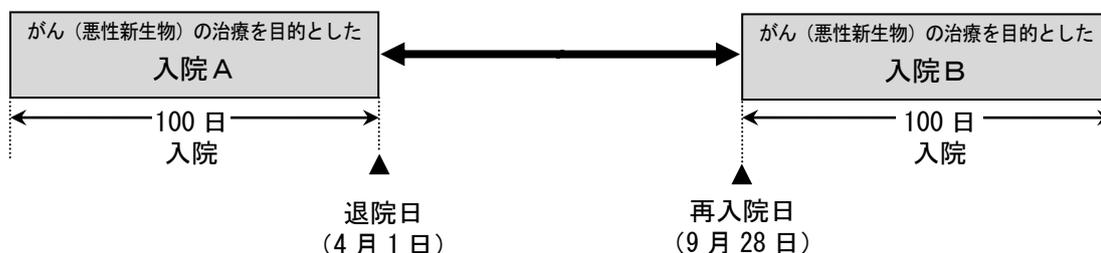
（日曜日・祝日は除きます）

本件は、「当社所定の就労不能状態」等を新たに定めるにあたり、入院を2回以上した場合に「継続した入院」とみなす取扱いの記載について、既存商品の約款記載と平仄をとるべきところ、内容の精査が十分でなかったことにより発生したものであり、チェック態勢を一層強化していくことで再発防止に努めてまいります。

以上

■訂正前後でお取扱いに差異が生じるケースの例

(例) 100 日間入院し 4 月 1 日に退院した後、9 月 28 日から再度 100 日間入院した場合



退院日 (4 月 1 日) から起算して
180 日目は 9 月 27 日

退院日の翌日 (4 月 2 日) から起算して
180 日目は 9 月 28 日

訂正前の内容でのお取扱い	訂正後の内容でのお取扱い
<p>入院 B は入院 A の退院日から起算して 180 日を経過して開始した入院であるため、新たな入院とみなします。 (入院 A と入院 B それぞれの入院日数で判定します。)</p> <p>⇒入院日数は継続して 180 日に達していないため、お支払いできません。</p>	<p>入院 B は入院 A の退院日の翌日から起算して 180 日以内に開始した入院であるため、入院 A と入院 B は継続した入院とみなします。 (入院日数を合算して判定します。)</p> <p>⇒入院日数は継続して 180 日以上となるため、お支払いします。</p>